

○郡山市介護保険条例（抄）

平成 12 年 3 月 28 日
郡山市条例第 26 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
 - 第 2 章 介護認定審査会(第 3 条・第 4 条)
 - 第 3 章 保険料(第 5 条—第 11 条)
 - 第 4 章 介護保険給付費準備基金(第 12 条—第 17 条)
 - 第 5 章 介護保険運営協議会(第 18 条—第 21 条)
 - 第 6 章 要介護認定等の情報の開示(第 22 条—第 25 条)
 - 第 7 章 雑則(第 26 条)
 - 第 8 章 罰則(第 27 条—第 31 条)
- 附則

(以下中略)

第 5 章 介護保険運営協議会

(協議会の設置)

第 18 条 介護保険事業の運営並びに法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画の策定、変更及び進行管理に関する重要事項を審議するため、介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(平 26 条例 18・一部改正)

(組織等)

第 19 条 協議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 居宅サービス事業若しくは居宅介護支援事業に従事する者又は介護保険施設に勤務する者
- (3) 学識経験者
- (4) 公益代表者

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 20 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、前条第 2 項第 3 号及び第 4 号に該当する者として委嘱された委員のうちから委員の選挙により選任する。

(会議)

第 21 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、審議のため必要があるときは、あらかじめ市長に協議して、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(以下省略)